

令和6年自転車指導啓発重点地区・路線

【加賀町警察署】



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 新山下地区

【選定理由】

- 大規模な病院や店舗があり、通院や買物等での自転車利用者が多く、**歩道通行での徐行や交差点で停止しない自転車も多い。**
- 住宅街では、集合住宅が多く、**一方通行路の逆走や右側通行が多い。**
- 日中時間帯での**自転車関連事故が多い**（令和5年中5件）

② 市道馬車道通7133号線（通称：馬車道）

【選定理由】

- 飲食施設が多数あり、通勤、買物等での自転車利用者が多く、**歩道通行、歩道通行での徐行や交差点で停止しない自転車も多い。**
- 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数**

- 歩道を通行する場合・・・**歩道は歩行者優先です。**
歩行者の通行を妨げるときは、**一時停止**をしましょう。

- 自転車利用中の事故によりケガをさせた場合などに備えて、損害を補償できる**自転車損害賠償責任保険**に加入しましょう。



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

～自転車は『（軽）車両』です。車道を通行しましょう。～

注 標識による規制、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転する場合は歩道を走行できます。

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

注 全ての自転車利用者が対象となりました。

